

2023年6月16日

## キッティングサービス約款

本キッティングサービス約款（以下本約款という）は、TD SYNEX 株式会社(以下、弊社という)が提供する弊社所定のキッティングサービス（以下、本サービスという）の利用に関して、以下の通り定めるものとしします。

### 第1条 定義

- 1.1 「販売店」とは、本サービスをご利用いただく販社（リセラー）様を指す。
- 1.2 「エンドユーザ」とは、販売店を通じて本サービスをご利用になる法人のこと。
- 1.3 「キッティングサービス」とは、Windows PC、Workstation、Server、Chromebook、Androidなどのコンピューターデバイス、並びにルーターやプリンターなどの周辺機器、Azure/Intune、CEUなどのCloud サービスに対し、OS、ソフトウェアインストール、設定、クラウドサービス並びにオンプレミスサーバーなどへの設定/登録/連携、ラベル作成/貼付けなどの作業の全部又は一部を販売店に代行して当社が実施すること。

### 第2条 本サービス

- 2.1 本サービスに関して、本約款とともに弊社から販売店に提供する見積書（以下見積書という。）に記載の条件は、本約款の一部とみなされるものとしします。
- 2.2 本サービスは、販売店が本約款に同意した場合に限り、利用することができるものとしします。

### 第3条 本サービスの料金

- 3.1 本サービスの料金は、価格表または見積もりにて提示するものとしします。
- 3.2 本サービスの作業内容に変更が生じる場合は再見積もりを作成し、提示することとしします。
- 3.3 本サービスの料金の他に、入在庫、保管、配送、設置費用、サンプル機発送費用をご請求させて頂く場合があります。
- 3.4 本サービスを申し込まれない場合であっても、弊社がドキュメント作成等の工数が発生した場合には、当該かかった費用をご請求させて頂く場合があります。
- 3.5 本サービスの申し込み後のキャンセルはできません。
- 3.6 本サービスの作業を販売店の事由により中止する場合、中止に至るまでに弊社が要した費用、初期化や返却に掛かる費用等を請求させて頂く場合があります。

### 第4条 エンドユーザ資産の取り扱い

- 4.1 エンドユーザ資産としてお預かりした製品で、本サービス作業を着手し不具合を確認した場合は作業を中断し、販売店様と弊社との間で対応を協議することとしします。
- 4.2 エンドユーザが支給される製品は、知的財産権やその他必要な権利が適切に譲渡され許諾を

取得している必要があります。製品の権利関係における第三者との間に紛争が発生した場合は、販売店の責任と費用において解決するものとし、弊社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第5条 本約款の変更

- 5.1 弊社は、関連法令又は行政指導の改正等、経済情勢の変動、雇用環境の変化、新サービスの企業化、組織再編、企業買収等により弊社が提供することとなった類似サービスに掛かる約款との統合その他本サービスの利用に関する事情に鑑み、本サービスの安定的かつ継続的な提供という本約款に基づく契約目的を達することが困難と判断される場合には、民法第548条の4の規定に基づき、本約款を変更又は一部廃止（以下、変更等という）する場合があります。変更等を行う場合、弊社ホームページのTD SYNEX SERVICE Solvに掲載する方法により、変更等の効力発生日を明示して、事前に販売店に変更等の内容を通知します。
- 5.2 前項の規定による変更等により販売店又はエンドユーザが不利益を被る場合で、販売店が変更等に同意しない場合には、本約款を解約することができます。

#### 第6条 弊社資料の取扱い

- 6.1 販売店は、本サービスの実施に関連して弊社から提供または交付される資料を次の各号に定める条件に従って使用するものとします。
  - (1) 本サービスの履行の目的以外の目的に使用しないこと
  - (2) 複製または改変する場合は、事前に弊社の書面による同意を得ること
- 6.2 販売店は、弊社が本サービスの作業を実施するにあたり必要となる所定の機器、情報、資料等は、販売店の費用と責任で弊社に預託するものとします。
- 6.3 前項の場合、販売店は、販売店の費用と責任で弊社による本サービスの履行に必要な情報以外の情報を削除または除去するものとします。
- 6.4 販売店が前項にかかわらず削除または除去されなかった情報については、弊社による当該情報の滅失、漏洩その他により販売店に生じた損害の責任を何ら負わないものとします。

#### 第7条 検収

- 7.1 本サービスに対する検収は、弊社が販売店の指定する納品先に本サービスの対象となる製品、書類、その他電子データを含む納品物を納入した時点で完了するものとします。

#### 第8条 契約不適合責任

- 8.1 弊社の責に帰すべき事由により、提供された本サービスが、仕様書記載の本サービス内容との間に不一致が発見された場合、弊社は、当該本サービスの対象となる製品の納入後2週間以内に販売店からその旨の通知を受けた場合に限り、無償で当該不一致を修補するものとします。

- 8.2 第7条に定める検収後30日以内に、本サービスの対象となる製品を販売店と弊社との間の売買契約に基づき修理または交換がなされた場合であって、本サービスを再度実施する必要性が生じた場合は、弊社は、修理または交換後の製品に対し、再度本サービスを無償で実施（以下再実施という。）するものとします。
- 8.3 弊社の責任は第1項の修補の実施または第2項の再実施に限られるものとし、いかなる場合も、弊社の責に帰すことのできない事由から発生した損害については、その責を負わないものとします。
- 8.4 本サービスに関する補償については、弊社の本サービス料金を上限とします。ただし、自然災害などに伴う不可抗力による損害については、補償の対象外とします。
- 8.5 本サービスに関する修補および補償の方法、範囲、期間については、弊社と販売店が協議して定めるものとします。

#### **第9条 再委託**

- 9.1 弊社は、本サービスの提供に係る業務の全部または一部を弊社の責任において第三者に再委託することができるものとします。

#### **第10条 秘密保持・個人情報保護**

- 10.1 販売店は、本サービスに関して知り得た弊社の業務上その他情報で、秘密である旨が指定されたものについては、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
- 10.2 弊社は、第6条第2項に従って販売店から預託された情報を第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
- 10.3 前2項の規定にかかわらず、販売店および弊社は次の各号の一に該当するものについては、前2項の義務を負わないものとします。
  - (1) 一般に入手できる情報、または相手方からの開示後公知となった情報
  - (2) 知り得た時点で既に保有していた情報
  - (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
  - (4) 相手方の情報を使用することなく独自に開発した情報
- 10.4 販売店および弊社は、本条に違反する事実を認識した場合は、速やかに、当該違反に関する事実関係を相手方に通知するものとします。
- 10.5 本条の規定は本サービスの終了後も1年間存続するものとします。
- 10.6 弊社は、販売店及びエンドユーザの個人情報を、弊社の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」に従って適切に取り扱います。
- 10.7 本条の違反に基づく弊社の賠償責任は、弊社の本サービス料金を上限とします。

#### **第11条 合意管轄**

- 11.1 本サービスに関する、販売店と弊社との間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第12条 協議

- 12.1 本サービスを施した、弊社から購入いただいた Windows PC、Workstation、Server、Chromebook、Android などのコンピューターデバイス、並びにルーターやプリンターなどの周辺機器等、各種ハードウェアにおいて、初期不良が確認された場合、販売店、弊社間で協議・決定したプロセスに従い、速やかに対処するものとします。ただし、原則としてハードウェアメーカーの保証規定に準じるものとします。
- 12.2 メニュー化されているキッティングサービスについては、原則として、各サービスの内容に則りサービスを提供いたします。ただし、個別案件やメニューの内容にないキッティングサービス等において、販売店からの依頼内容、期間、方法、その他の事情により本サービスが提供できないと弊社側で判断した場合は、販売店と協議のうえ当該依頼をお断りする場合がございます。
- 12.3 本約款に定めのない事項および疑義を生じた事項に関しては、販売店および弊社が協議のうえこれを解決するものとします。

## 第13条 問合せ先

- 13.1 本サービスに関する問い合わせは、以下の通りとする。

TDSYNnex 株式会社

営業時間：平日 09:30～17:30

お問合せ先

導入前：[modern\\_client@tdsynnex.com](mailto:modern_client@tdsynnex.com) または 弊社営業担当迄

以上